

平成28年度 出捐金事業実績評価説明書

平成30年2月8日



公益社団法人

全日本トラック協会

Japan Trucking Association



目 次

○輸送の安全の確保①	1
○輸送の安全の確保②	3
○輸送の保全の確保③	5
○環境の保全	7
○事業適正化①	9
○事業適正化②	11
○輸送サービスの改善及び向上①	13
○輸送サービスの改善及び向上②	15
○災害時緊急輸送体制の整備	17

輸送の安全の確保①

(公社)全日本トラック協会
平成28年度出捐金事業評価書

中期目標

国
交
省

■事業用自動車総合安全プラン2009

区分	平成20年 実績	平成25年 中期目標	平成30年 最終目標
交通事故死者数	513人	380人以下	250人以下
人身事故件数	56,295件	43,000件以下	30,000件以下

全
ト
協

■トラック事業における総合安全プラン2009

区分	平成20年 実績	平成25年 中期目標	平成30年 最終目標
交通事故死者数	450人	330人以下	220人以下
人身事故件数	28,838件	22,000件以下	15,000件以下

中期目標に係る中期事業計画

① ASV(先進安全自動車)関連機器及びドライブレコーダの普及

- ・衝突被害軽減ブレーキ、後方視野確認装置、呼気吹き込み式アルコールインターロックなどのASV関連機器、ドライブレコーダの導入を促進するため助成等の支援を行う。なお、ASV機器の導入支援にあたっては、行政との連携に配慮するとともに、ドライブレコーダの開発状況を把握し、適時適切に導入促進対象の見直しを図る。

② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

- ・安全運転研修受講に対し助成を実施する。
- ・トラックドライバー・コンテスト等を実施する。

③ 事故分析及び対策の検討・活用

- ・交通事故分析調査を行い、原因及び対策について検討整理し活用する。

④ 広報・啓発活動等

- ・各種媒体による効率的、効果的な啓発、広報活動を実施する。

平成28年度事業実績の概要

① ASV(先進安全自動車)関連機器及びドライブレコーダの普及

助成事業名	台数・金額
1 ドライブレコーダ	15,384台
2 安全装置(後方視野確認支援装置等)	9,112台
1・2 助成総額	371百万円

- ドライブレコーダの普及に加え、機器の有効活用を図るため、「ドライブレコーダ活用セミナー」を実施した。

② トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上

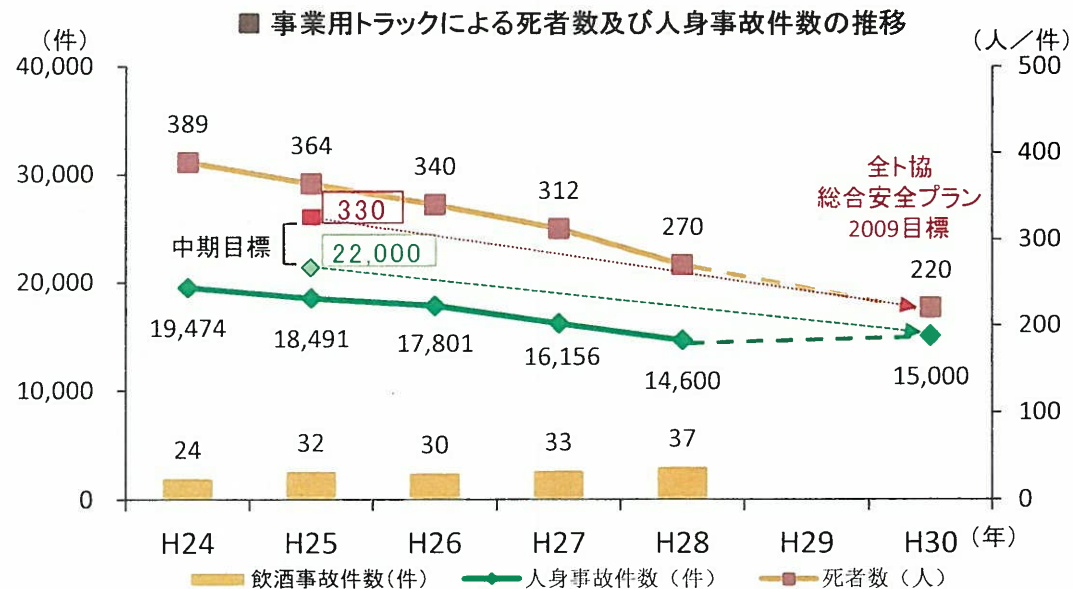
- 事業用トラックの事故防止対策として、コンサルティング会社と連携し『『交差点事故防止マニュアル』活用セミナー』を全国17協会ですべ20回開催し1,138人が、『『トラック追突事故防止マニュアル』活用セミナー』を全国29協会ですべ30回開催し1,152人が、「ドライブレコーダ活用セミナー」を全国12協会ですべ15回開催し645人が、それぞれ参加した。
- 指導・監督指針の改正(平成29年3月12日施行)内容に基づく、全10分冊の初任運転者用研修テキストを作成し、運転者に対する指導及び監督の充実に努めた。
- 「トラックドライバー・コンテスト(出場者数142名)」を実施するとともに、特定研修施設における安全運転研修受講に対し助成を行う(受講助成者781名、助成総額29百万円)など、運転技術・マナーの意識向上と啓発に努めた。
- 全ト協ホームページ上で公開中の、ドライブレコーダ映像を活用したWeb版ヒヤリハット集について上記セミナー時等に情報提供し、活用促進に努めた。

③ 事故分析及び対策の検討・活用

- 事業用貨物自動車の事故実態を交通事故データベースから詳細に集計分析し、その結果をホームページ上で計6回公表したほか、9種類の啓発ポスターを『『広報とらつく』』及びホームページに掲載する等、交通事故防止対策の取組みを促進した。

④ 広報・啓発活動等

- 「正しい運転・明るい輸送運動」、「不正改造車を排除する運動」の実施、国の交通安全運動等への参加など、会員事業者への積極的な広報・啓発活動を行った。



数字はいずれも事業用貨物自動車(軽自動車を除く)を第一当事者とするもの。
出典: 交通事故統計(警察庁)／交通統計((公財)交通事故総合分析センター)

中期目標

労災事故による死者数、死傷者数の減少を図る(ただし当面、自家用トラック等も含まれる労災事故統計整理上の事業分類である「陸上貨物運送業」に係る死者数、死傷者数の減少を目標とする。なお、今後、営業用トラックに係る労災事故データの把握に努め、当該データ把握が可能となった段階で、明確な数字目標を設定する。)

年次目標

平成27年度

前年度実績より
減少させる

平成28年度

前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる

平成29年

前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる

中期目標に係る中期事業計画

○ 荷役作業等における労災事故防止対策を推進する。

- ・ 過労死及び荷役作業等の事故実態、原因等の把握、分析に努める。
- ・ 労災事故防止及び安全体制の確立に向けた啓発等の推進を図る。
- ・ 長距離運行運転者のための休憩施設であるトラックステーションの運営の効率化を図りつつ、利用の向上・促進を図る。

平成28年度事業実績の概要

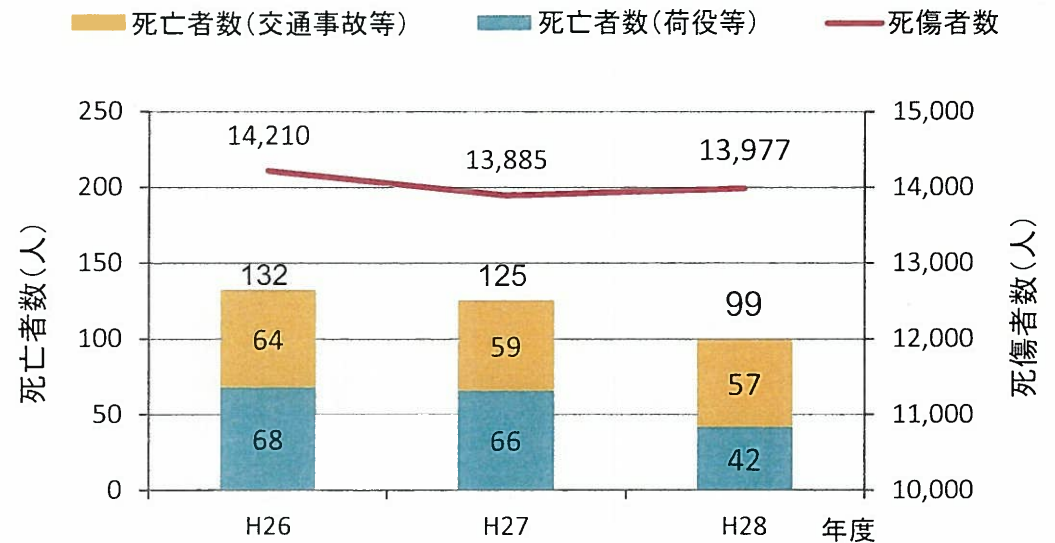
- 荷役作業等における労災事故防止対策を推進する。
- 厚労省が策定した荷役作業の安全対策ガイドラインの周知・啓発を図るとともに、荷主団体等に対する労災事故防止に関する協力を求めた。

■ 『荷役作業の安全対策ガイドラインの解説』



出典:「荷役作業の安全対策ガイドラインの解説」
(厚生労働省・陸上貨物運送事業労働災害防止協会)

■ 陸上貨物運送事業における労働災害発生状況の推移



出典:「平成28年の死亡災害・重大災害発生状況等について」(厚生労働省)

中期目標	健康状態に起因する事故防止対策の一環として、定期健康診断の受診率の向上を図る。また、適正化実施機関において実施している巡回指導により、適正でないとする事業者数の割合を着実に減らしていくこととする。	年次目標	平成27年度	平成28年度	平成29年
			前年度実績より減少させる	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる	前年度実績(ただし、前年度実績が平成27年度目標を上回る場合は、平成27年度目標)より減少させる

中期目標に係る中期事業計画

○ 健康状態に起因する事故防止対策の一環として定期健康診断の受診率の向上を図る。

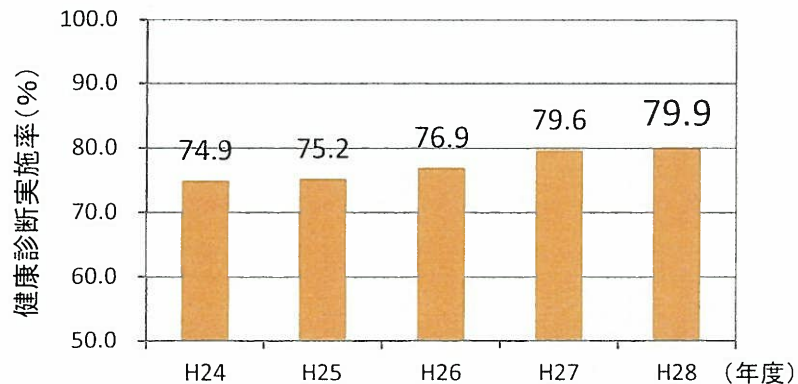
- ・ 適正化実施機関によるトラック運送事業者への巡回指導での労務管理の適正化に努め、健康診断助成の恒久化を図る。
- ・ 健康起因事故防止マニュアル、健康管理手帳の作成配布をはじめ、各種媒体等を通じた効率的、効果的な啓発活動及び支援を行う。
- ・ 事業者が行うS A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査に対し支援を行うとともに、検査結果の効果的な活用を推進する。

平成28年度事業実績の概要

○ 健康状態に起因する事故防止対策の一環として、定期健康診断の受診率の向上を図る。

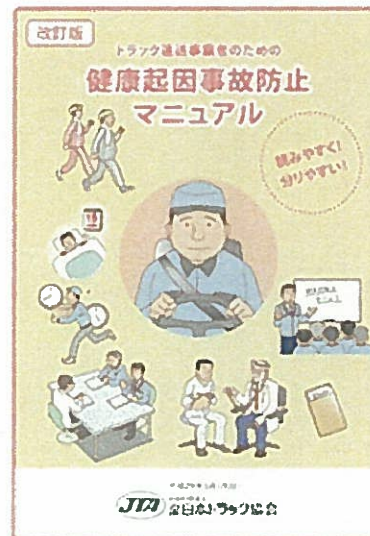
- トラックドライバーの健康に起因する事故撲滅と合わせ、ドライバーの定期健康診断の促進を図るため、定期健康診断助成を運輸事業振興助成交付金から支出できるよう措置し、恒久化を行った。
- 疾病運転の防止を盛り込んだ法律改正に合わせたデータの最新化など、平成25年度に制作した『トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル』の内容を一部改訂し、全ト協ホームページ上に公開するとともに、その普及・啓発に努めた。
- SASスクリーニング検査を受診した19,809人に対し、受診費用の一部(約5割)を助成した(下表)。なお、SASスクリーニング検査の効果を確認するため、検査の結果SASと診断された場合のフォローアップ状況について、アンケート調査により把握し、SASスクリーニング検査の普及に努めた。

■ 地方適正化実施機関の巡回指導における事業所単位の健康診断実施率の推移



地方適正化事業実施機関調査による資料

■ 『トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル』(H29年3月改訂)



■ 「SASスクリーニング検査助成事業」の申請状況

年度	H26年度	H27年度	H28年度
事業所数	877 (118)	922 (45)	1,002 (80)
申請者数	16,574 (1,225)	18,159 (1,585)	19,809 (1,650)

()内は前年度比

中期目標

2020年度(平成32年度)を目途とした「低炭素社会実行計画」の策定を念頭においてCO2削減対策に取り組む。但し、現段階では、トラックに係る技術的な動向を見極める必要もあり、平成32年度に向けた長期に亘る見通しが立たないことから、当面は2010年度(平成22年度)を達成目標とした「環境対策中期計画」の達成状況及び「環境自主行動計画」(平成20～24年度)を踏まえて、2017年度(平成29年度)の営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で2005年度(平成17年度)比18%削減することを目標とする。

年次目標

平成27年度	平成28年度	平成29年度
営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で2005年度(平成17年度)比14%削減する	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で2005年度(平成17年度)比16%削減する	営業用トラックの輸送トンキロあたりのCO2排出量を、CO2排出量原単位で2005年度(平成17年度)比18%削減する

中期目標に係る中期事業計画

① 環境対応車、アイドリングストップ支援機器及びEMS機器(※)の導入を促進する。

- ・環境対応車、アイドリングストップ支援機器及びEMS機器等省エネ機器の導入を促進するため、助成等の支援を行う。なお、環境対応車、アイドリングストップ支援機器及び省エネ機器の開発状況を把握し、適時適切に導入支援対象の見直しを図る。
- ・環境対応車、省エネ機器等の購入を近代化基金融資の対象とするとともに、当該融資については、一般融資の場合の利子補給率に比べ高い率の利子補給を行う。

※ EMS: エコドライブ・マネジメント・システム

② 環境対策や省エネに関する知識の取得及び意識の向上を図る。

- ・エコドライブ推進マニュアルなど省エネに関する知識の取得に役立つ啓発資料をホームページ上に公開し、省エネの取り組みに対する支援を行う。

③ 環境対策、省エネの促進に向けて省エネ機器等の導入効果等を把握する。

- ・助成金を活用して環境対応車、EMS機器など環境対策に有効な機器等を導入した事業者に対して、導入効果や事例及び機器等の課題について、使用実態を把握する。

平成28年度事業実績の概要

① 環境対応車、アイドリングストップ支援機器及び省エネ機器の導入を促進する。

助成事業名 (平成28年度実績)	台数・金額
1 環境対応車導入助成	1,242台
2 アイドリングストップ支援機器助成 (エアヒーター、車載バッテリー式冷房装置等 下図参照)	955台
1・2 助成総額	232百万円
上記導入に係る地方ト協が行う近代化基金融資利子補給に対する助成 (利子補給率0.6%のうち0.2%助成)	0.60百万円

アイドリングストップ支援機器 (エアヒーター)



夏期・冬期のアイドリングストップを支援

アイドリングストップ支援機器
(車載バッテリー式冷房装置)



EMS機器
(デジタル式運行記録計)



走行データを記録し、
「エコドライブ」の指導等に活用

② 環境対策や省エネに関する知識の取得及び意識の向上を図る。

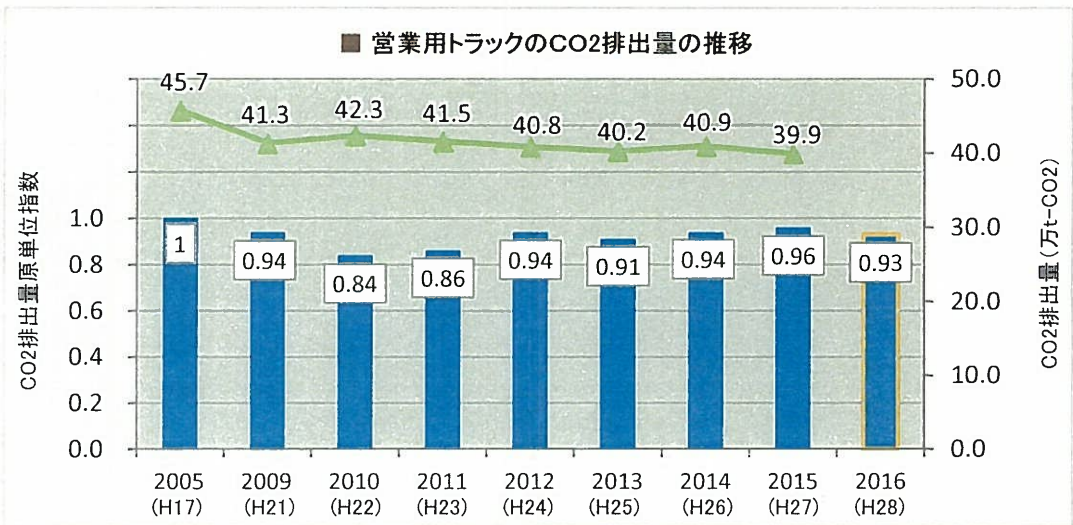
- ・「エコドライブ推進促進した。マニュアル」や「エコドライブ実施中」ステッカーを配付し、事業者やドライバーの取り組みの支援を行った。
- ・交通エコモ財団が実施する、「エコドライブ活動コンクール」への参加、及びグリーン経営認証の取得を促進した。
- ・業界の地球温暖化対策の一環として平成15年度から推進している「トラックの森」づくり事業の14箇所目として、鳥取県で新たな植樹を行った。

③ 環境対策、省エネの促進に向けて省エネ機器等の導入効果等を把握する。

環境対策、省エネ機器や低炭素型エネルギーを積極的に活用するため、経済産業省が実施した「輸送機器の実使用時燃費改善事業」及び環境省が実施した「先進環境対応トラック導入加速事業」等の会員事業者への周知・啓発を、ホームページ及び『広報とらっく』等で幅広く実施した。

④ 追加事項

トラック運送業界の新たな環境指針として「新・環境基本行動計画」を策定するとともに、本計画を基に日本経団連の「低炭素社会実行計画」に参画した。



■ 営業用トラックのCO2排出量原単位※1 (2005年度を1とした場合の指数) ▲ 営業用貨物自動車のCO2排出量※2

※1 出典:自動車輸送統計年報(国土交通省)／自動車燃料消費量統計年報(国土交通省)
※2 出典:日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2015年度)確報値(環境省)

中期目標

全国適正化実施機関として、国土交通省との更なる連携を図るとともに、地方適正化実施機関が行う巡回指導の対象事業者の重点化等、効果的な実施に努め、巡回指導結果の総合評価に関し、平成29年度までに、A及びB評価の占める割合を60%以上とするとともに、D及びE評価の占める割合を14%以下とすることを目標とする。

年次目標

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)A及びB評価を対前年度実績2%ポイント増	(1)A及びB評価を対前年度実績2%ポイント増	(1)A及びB評価を対前年度実績2%ポイント増	
(2)D及びE評価を前年度比5%以上減少	(2)D及びE評価を前年度比5%以上減少	(2)D及びE評価を前年度比5%以上減少	

平成28年度事業計画の概要

事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導の推進

- (1)巡回指導については、行政と連携し、新規事業者、悪質事業者、小規模事業者及び巡回指導結果等を踏まえ、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度とする。また、巡回指導等を通じて、事業者や運行管理者等に対し、法令遵守の徹底について指導する。なお、社会保険等の未加入事業者に対しては、社会保険制度に関する周知を図るとともに、加入の徹底を的確に指導する。
- (2)適正化事業指導員の更なる専任化を推進するとともに、年間又は月間の巡回指導実施目標件数を定めるなどの指導の強化を図る。
- (3)評価が公平に行われるよう評価手法の全国均一化を推進する。また、各地方貨物自動車運送適正化事業実施機関における評価などの現状を把握するため、実態調査を行う。また、この結果を踏まえ所要の見直しを行う。

事業所への巡回指導



適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに更なる資質の向上

- (1)全国研修では、指導実務に即したより実践的な調査技術や専門的知識の修得、指導能力の向上に資する研修を開催する。特に、特別研修及びスキルアップ研修のテーマについては、時宜を得た内容のテーマを設定するなど研修効果の高度化を図る。
- (2)模擬巡回指導による評価手法などの討議や全国研修を補完する小規模グループ研修の推進、指導員相互の連携強化を図る。また、運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を推進し、情報の共有を図るとともに、地域の諸課題について討議を行う。
- (3)適正化事業指導員の運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

模擬巡回指導



全国指導員研修



※巡回指導における事業者への総合評価の基準

○巡回指導の結果、37指導項目の「適」項目の占める割合で評価する。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| A：適の占める割合が90%以上 | B：適の占める割合が80%以上90%未満 |
| C：適の占める割合が70%以上80%未満 | D：適の占める割合が60%以上70%未満 |
| E：適の占める割合が60%未満 | 「その他」：指導項目15項目以下 |

平成28年度事業実績の概要

事故防止・安全対策等の指導内容の充実強化及び事業者・運行管理者等に対する指導の推進

- 巡回指導については、行政と連携し、新規事業者、悪質事業者、小規模事業者及び巡回指導の評価が低い事業者等へ、優先度に応じた指導内容及び巡回頻度により実施した。【表1】社会保険等に係る巡回指導時の否の割合は、労働保険が5.2%(前年度比0.6ポイント減)、社会保険が11.6%(前年度比1.0ポイント減)であり、適正に加入するよう指導を行った。
- 適正化事業指導員の専任化及び要員の確保の指導を行っている。平成29年3月末現在で、全国の適正化事業指導員は、専任指導員359人及び兼任指導員67人の合計426人体制となり、専任指導員定数346人に対して専任者率103.8%となっている。また、28年度から実施機関毎の目標件数を定め、件数増に努めた結果、27年度より5.2%増加した。【表1】
- 巡回指導における評価手法の全国均一化に向けて、「巡回指導の指針等」及び「巡回指導マニュアル」の見直しについて、検討を行った。また、地方実施機関における評価手法の現状について実態調査を実施し、全国均一化に向けた指導等を行った。

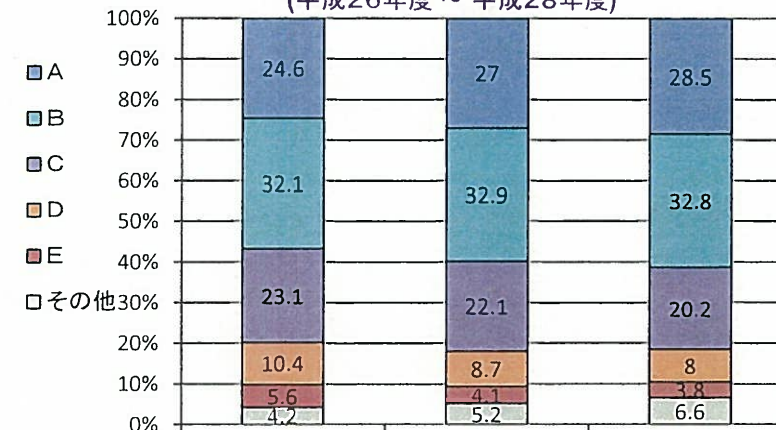
適正化事業指導員に係る研修事業の充実並びに更なる資質の向上

- 全国実施機関が開催する研修について、模擬巡回指導の実施等、より実践的な内容で行い、調査手法・判断基準の均一化を図った。なお、27年度より、年度途中に採用された者を早期に教育するため、初級研修を年2回開催している。(下記全国研修に332名参加)
初級研修(4月) 専門研修(9月) 初級研修(10月) 特別研修(11月) スキルアップ研修(2月)
システム研修(4月) 特別巡回指導、IT点呼拡大に係る研修会(7月)
- 地方研修では、特に小規模グループ研修において、模擬巡回やグループ討議を行い、調査手法・判断基準等の全国均一化に努めた。
(ブロック研修11回530名参加、小規模研修10回230名参加)
- 指導員の知識や技能向上のため、運行管理者資格者証の取得を推進し、28年度は新たに23名が取得し、適正化事業指導員全体の取得者は252名、取得率は約59.2%となった。

【表1】 適正化事業に係るデータの推移

	H26	H27	H28
巡回指導件数(総数)	28,020件	26,767件	28,161件
巡回率	33.5%	31.9%	33.4%
速報件数	139件	97件	90件
新規巡回指導	—	342件	915件
労基特別巡回指導	—	267件	593件
指導員数(うち兼任)	412(55)人	420(66)人	426(67)人

【表2】 適正化巡回指導総合評価推移表
(平成26年度～平成28年度)



	H26	H27	H28
A+B (対前年度: +2ポイント)	56.7 % (—)	59.9 % (+3.2ポイント)	61.3 % (+1.4ポイント)
D+E (対前年度: -5%)	16.0 % (—)	12.8 % (-20%)	11.8 % (-7.8%)

評価委員による総合評価

A

中期目標

安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)については、国土交通省と連携して更なる普及促進を図り、平成29年度までに、Gマーク認定事業所数の全事業所数に対する割合を28%以上とすることを目標とする。

年次目標

平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定率 26%	認定率 27%	認定率 28%

※「認定率」:全事業所数に対する認定事業所数の割合

平成28年度事業計画の概要

【安全性評価事業(Gマーク制度^{*})の積極的な推進及び普及促進策の実施】



(1)関係行政機関や地方貨物自動車運送適正化事業実施機関と連携し、円滑な推進を図る。



(2)Gマーク制度の認知度アップを図るため、引き続きGマークラッピングトラックの走行及びWEBを利用した一般消費者等向けの認知度アンケートの実施を検討するなど広報啓発活動を展開する。また、荷主等に対し、Gマークの安全優位性について啓発を行うなど、Gマーク事業所の利用促進を図る。



(3)Gマーク事業所に関する苦情等については、内容の詳細分析及び処理を図る。



(4)Gマーク取得事業者の保険料の引き下げなどインセンティブの拡充に努める。

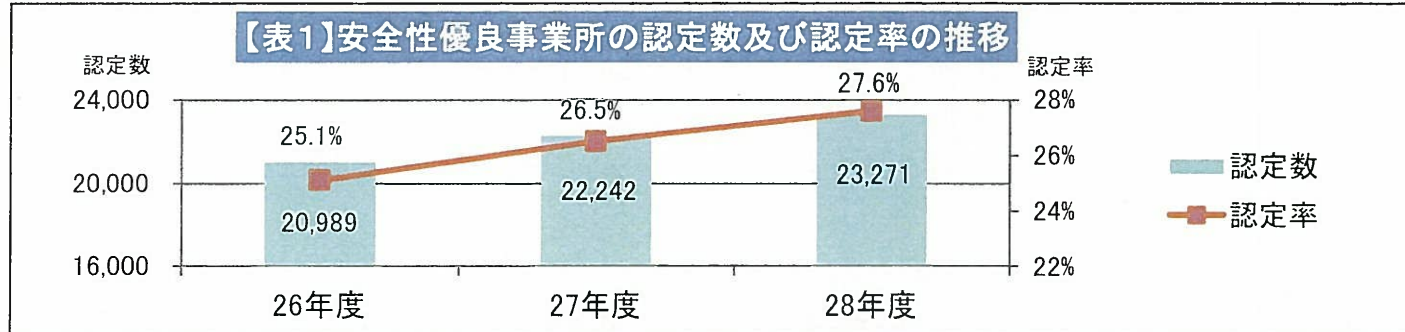
※「Gマーク制度」

平成15年7月より開始され、サービス利用者が、より安全で輸送品質の高い貨物自動車運送事業者を選択することができる環境整備を図るため、全国適正化実施機関が事業者の安全性を正当に評価・認定・公表するものである。

(認定事業所は全日本トラック協会ホームページに公表)

平成28年度事業実績の概要

●9,316事業所の申請を受け付け、9,039事業所を新たに認定した。これに平成24～27年度認定分14,232事業所を加え、認定事業所数は23,271事業所（**全事業所数に対する割合（認定率）は27.6%**）となった。【表1】



(1)各機関との連携強化

国土交通省、適正化実施機関が共同で実施する各ブロックの適正化連絡会議等の場を通じて、Gマーク制度の取組状況を報告すると共に連携の強化を図った。
また、巡回指導を通じて、新規申請事業所の掘り起こしを行うなど、制度の円滑な推進に努めた。

(2)Gマーク制度に係る広報啓発活動の推進

新たに20台のラッピングトラックを走行させた。なお、トラック協会が自主的に運行したラッピングトラック、及び平成24年度から継続して走行しているラッピングトラックを合わせ、156台を走行させた。
また、WEBを利用した一般向けの認知度アンケートを検討し、29年度に実施することとした。



(3)Gマーク事業所に関する苦情対応等

Gマーク事業所に関する苦情等については、適切に対応を行ったが、詳細分析までは至らなかった。

(4)Gマーク制度に係るインセンティブの拡充

従来のインセンティブを継続して実施した。
インセンティブの拡充は引き続き検討していく。

国土交通省	違反点数の消去、IT点呼の導入等
全日本トラック協会	助成の優遇
損保会社	保険料の割引

評価委員による総合評価

A

輸送サービスの改善及び向上①

(公社)全日本トラック協会
平成28年度出捐金事業評価書

中期目標	引越事業者優良認定制度の普及・定着を図る。
	消費者アンケート調査を実施(毎年)し、制度の周知、事業者選定理由、引越満足度評価等を収集する。

年次目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	消費者周知度 30%	消費者周知度 40% (27年度30%超の場合 前年度20%増)	消費者周知度 50% (28年度30%超の場合 前年度20%増)

平成28年度事業計画の概要

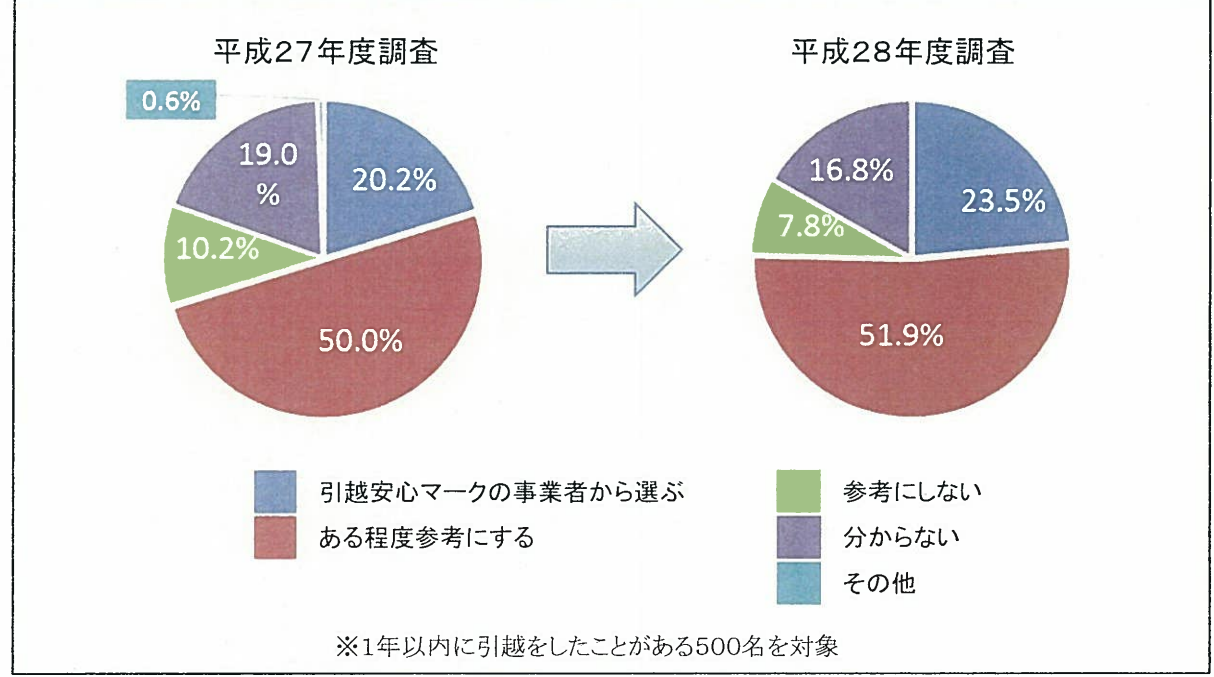
①引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上

- ・ 消費者に対する積極的周知の推進
- ・ 引越講習の開催による事業者への法令等の周知徹底
- ・ 引越講習における認定講師の育成
(担当部内職員及び外部講師)
- ・ 関係行政機関等との連携による、一般消費者からの相談対応体制の整備
- ・ 消費者向けホームページの充実
- ・ 「引越繁忙期実施事項」の会員事業者周知徹底

②標準引越運送約款改正要望の推進 (適用範囲、キャンセル料金等の見直し)

- ・ 引越業界の環境変化に伴い、事業者、消費者共に不都合を来している箇所について、国交省主催の「標準引越約款改正検討会」を通じて、約款改正に取り組む。

今後「引越安心マークを参考にするか」(「引越安心マーク」認知度調査から)



認定数の推移

年度	事業者数	事業所数	
平成26年度	301	1739	平成26年12月認定
平成27年度	65	160	平成27年12月認定
平成28年度	25	122	平成28年12月認定

※認定取り下げ、取消しにより平成29年3月31日現在で364事業者(1952事業所)

平成28年度事業実績の概要

①引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービスの向上

消費者に対する周知の推進

- ・東京国際空港(羽田空港)旅客ターミナルビルに広告掲出
- ・TBSラジオ「全日本トラック協会presentsドライバーズリクエスト」でPR
- ・各都道府県トラック協会主催「トラックの日」イベントでのチラシ配布等PR
(東京都トラック協会主催「トラックフェスタTOKYO2016」他)
- ・大手事業者によるTVCM放送



大手事業者によるTVCM放送(引越社)



街頭でのPR活動(札幌駅前地下・憩いの空間)

引越講習開催状況

講習種別	参加人数	開催会場数
基本講習	672人	40会場
管理者講習	1193人	39会場

ホームページの充実

- ・トラブル事例(Q&A)
- ・標準引越運送約款の解説
- ・繁忙期混雑予想カレンダー
- ・引越安心マーク周知チラシ等を掲載

輸送相談

- ・専用フリーダイヤルに専任者2名配置
- ・当該認定事業者へ調査、指導、報告を求める
- ・メルマガ配信により、窓口に寄せられた相談を認定事業者と共有

	27年度	28年度
入電件数	336	751
相談件数	284	321
引越	248	259
宅配	19	39
その他	17	23

見聞のときは各ポイント

引越は「引越ナンバーの営業用トラック」で！
※引越は、引越専用トラック(引越ナンバー)での引越が原則です。引越専用トラック(引越ナンバー)がない場合は、引越専用トラック(引越ナンバー)の引越をお願いします。

電話やインターネットの投稿だけで運送業者を決めるのは避けましょう。
引越は、引越専用トラック(引越ナンバー)での引越が原則です。引越専用トラック(引越ナンバー)がない場合は、引越専用トラック(引越ナンバー)の引越をお願いします。

見積をしっかりと比較し、納得いく引越先を選びましょう。
引越は、引越専用トラック(引越ナンバー)での引越が原則です。引越専用トラック(引越ナンバー)がない場合は、引越専用トラック(引越ナンバー)の引越をお願いします。

見積書に内容、手数料を必ず確認し、納得いく見積書を受け取りましょう。
引越は、引越専用トラック(引越ナンバー)での引越が原則です。引越専用トラック(引越ナンバー)がない場合は、引越専用トラック(引越ナンバー)の引越をお願いします。

見積書には「引越」についてお客様との約束が記載されています。
引越は、引越専用トラック(引越ナンバー)での引越が原則です。引越専用トラック(引越ナンバー)がない場合は、引越専用トラック(引越ナンバー)の引越をお願いします。

「標準引越運送約款」をよく読みましょう。
引越は、引越専用トラック(引越ナンバー)での引越が原則です。引越専用トラック(引越ナンバー)がない場合は、引越専用トラック(引越ナンバー)の引越をお願いします。

②標準引越運送約款改正要望の推進(適用範囲、キャンセル料金等の見直し)

- ・平成30年度施行に向け、現在検討が進められている
- ・平成29年11月15日「標準引越約款改正検討会」開催予定

引越事業者優良認定制度認知度調査

調査方法	認知度 (対前年)	年次目標 達成度	中期目標 達成度
WEB調査	29.1% (+6.3)	72.8%	58.2%

評価委員による総合評価

A

中期目標	(8)資金融通の支援 融資を通じトラック運送事業の近代化、合理化等に資するため、資金融通を支援する。 近代化基金利子補給については、全ト協として可能な限り対応する。 また、地ト協の利子補給に対して行う利子補給助成については、確実に対応する。	年次目標	平成28年度	平成29年度	平成30年度
			—	—	—

平成28年度事業計画の概要

①原価管理の徹底等による経営基盤強化対策の推進

- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進するとともに、当該融資に係る利子補給を行う。
- ・各都道府県信用保証協会のセーフティネット保証等の保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う都道府県トラック協会に対して補助を行う。

②燃料費対策特別融資の実施

- ・最新排出ガス規制適合車等の導入に必要な資金融資に対する利子補給を行う。

(単位:百万円)

予算科目	平成28年度予算
近代化基金融資利子補給金	255
近代化基金融資利子補給助成金	388
信用保証協会保証料助成金	70

※近代化基金融資の概要

- ・全ト協と都道府県ト協が、商工中金に「近代化基金」として預託し、利子補給を行うことにより、会員事業者が、低利かつ固定の長期融資を一律に受けることができる融資制度。
- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定資金、最新排出規制適合車の導入等に利用され、トラック運送事業の近代化、合理化、輸送力の増強を通じ、地域経済発展ならびに国民経済の安定に寄与している。

■中央近代化基金融資(全ト協)

- ①補完融資(事業規模が1億円以上の物流施設等設備資金。車両は除く)
- ②激甚災害融資(経営安定のための設備資金・運転資金)
- ③燃料費対策特別融資(ポスト新長期規制適合車かつ平成27年度燃費基準達成車購入資金)

■地方近代化基金融資(都道府県ト協)

- ①一般融資(事業規模が1億円未満の物流施設・車両・荷役機械等設備資金)
- ②ポスト新長期融資(ポスト新長期規制適合車導入資金)
- ③低公害車及び省エネ関連機器融資(低公害車及び省エネ関連機器導入資金)

(単位:%)

融資の種類	貸付利率	利子補給率	利子補給助成率
補完融資	長期プライム レート (平成27年度末 0.95)	0.4	—
激甚災害融資		0.4	—
燃料費対策特別融資		0.6	—
一般融資		0.4	—
ポスト新長期融資		0.6	0.2
低公害車及び省エネ関連機器融資		0.6	0.2

平成28年度事業実績の概要

(8) 資金融通の支援

① 原価管理の徹底等による経営基盤強化対策の推進

- ・【表1】のとおり、中央近代化基金融資の公募を実施し、94.4億円の推薦を行った。
- ・激甚災害融資については、「熊本地震」・「台風10号等」について、公募を実施した。
- ・当初の公募額を超過した調整融資、公募額を設定していなかった激甚災害融資については、総公募額の範囲内で組替えを実施して弾力的に対応した。
- ・近代化基金融資に係る利子補給及び利子補給助成実績については、【表2】のとおりとなった。金額が減少傾向にあるのは、平成27年度に利子補給率の引下げを行ったことが主因である。
- ・信用保証協会保証料に係る助成実績については、【表3】のとおり、平成27年度比△5百万円となった。
- ・なお、トラック運送事業は、セーフティネット保証の特定業種に平成10年7月に指定され、平成29年3月時点も指定は継続されている。

② 燃料費対策特別融資の実施

- ・【表1】のとおり、燃料費対策特別融資の公募を実施し、39.3億円の推薦を行った。
- ・また、車両以外の燃料費対策として、自家用燃料供給施設の整備を実施する会員に対し、93件87百万円の助成を行った。

【表1】「第40回中央近代化基金融資推薦実績」

(単位:百万円)

制度名	当初公募額	推薦	
		件数	金額
補完融資	3,000	11	1,823
調整融資	3,500	230	3,561
激甚災害融資	0	6	130
燃料費対策特別融資	4,000	199	3,930
合計	10,500	446	9,444

【表2】「利子補給金及び利子補給助成金実績推移」

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利子補給金額	268	250	218
利子補給助成金額	362	363	323

【表3】「信用保証料助成実績推移」

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
信用保証料助成金額	38	34	29

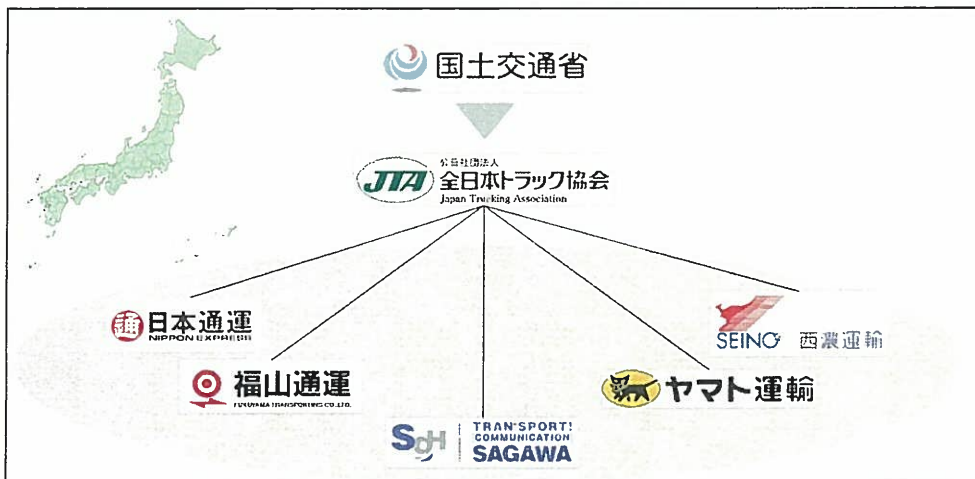
中期目標

大規模災害発生時における緊急物資輸送体制の確立のため、輸送訓練を自発的に他の指定公共機関及び都道府県トラック協会とともに実施する。その他、他機関からの要請に基づく訓練に積極的に参加、協力する。これらを通じて必要とされる機器等の導入、体制のあり方について見直しを行う。

中期目標に係る中期事業計画

輸送訓練の実施

- ・大規模災害等緊急時に備えて、平成26年度策定した「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づき、全国規模の訓練を自発的に行う。
- ・また、上記訓練の他に官民一体となった輸送訓練についても指定公共機関として積極的に参加することとし、大規模災害等の緊急時に際して的確に対応できるようにする。



平成28年度事業実績の概要

- 大規模災害等緊急時に備えて、平成26年度策定した「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づき、全国規模の訓練を自発的に行う。
- また、上記訓練の他に官民一体となった輸送訓練についても指定公共機関として積極的に参加することとし、大規模災害等の緊急時に際して的確に対応できるようにする。

・全日本トラック協会と各都道府県トラック協会との間の緊急通信体制を以下のとおり整備を推進した。

衛星携帯電話	テレビ会議システム
47協会	45協会

- ・平成28年4月14日の熊本地震発生を受け、全ト協では熊本県トラック協会と連携して「災害対策本部」を設置し、国及び災害対策基本法の指定公共機関5社及び緊急動員の要請に応じた運送事業者等との連携を図りつつ、プッシュ型をはじめとした政府主導による緊急物資輸送対応にあたった。政府手配分として、食料約100万食、飲料水15万本、毛布3万枚などを230台のトラックで輸送を実施した。また、物流専門家として職員1名を政府非常災害対策本部に派遣するとともに、熊本県トラック協会へ応援職員2名を派遣した。なお、被災を受けた熊本・大分両県の会員事業者に対する見舞金等として、全国のトラック協会から集まった9,300万円を両協会に贈呈した。
- ・災害対策基本法に基づき、全ト協として非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を的確かつ迅速に実施するための「全日本トラック協会 防災業務計画」を策定した。
- ・緊急物資輸送車両への給油施設ネットワーク化の拡充を図り、新たに95ヶ所を整備し全国で計487ヶ所となった。
- ・28年9月の台風10号、10月の鳥取地震、11月から29年2月にかけて発生した鳥インフルエンザ等の災害時における地方トラック協会における緊急輸送へトラック運送業界として対応し、全ト協として情報収集し、国へ報告した。
- ・国、指定公共機関等と連携して実施した緊急輸送に係る訓練は以下のとおり。

①津波防災訓練

全ト協と地方トラック協会との衛星電話等による対応状況及び指定公共機関の大手運送事業者各社との災害対応状況の連絡体制確認訓練。

②官民が連携した物資調達仕組み訓練

国土交通省が主導する首都直下地震時の即応型災害支援物資輸送計画検討会が実施した物資調達仕組み訓練。

③広域医療搬送訓練

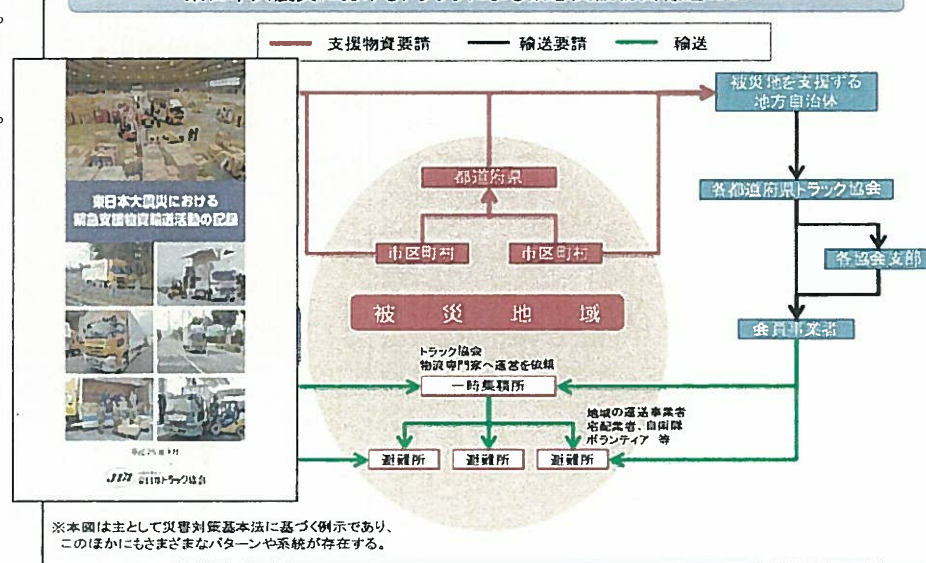
厚生労働省(DMAT事務局)と連携した医薬品等の被災地搬送訓練。

大規模災害時における緊急給油ネットワーク



平成28年度末で487箇所

東日本大震災におけるトラックによる緊急支援物資輸送のフロー



評価委員による総合評価

A